第十四条第一項中「第八条第一項第二十二号又は第十七条第一項第十八号」を「第八条第一項第二十六号又は第十七条第一項第二十二号」に改める。

第十五条第一項の表第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の五第三項、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十二、第六十六条第一項、第六十八条、第六十九条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第八十七条第一項、第九十一条第三項、第九十六条第五項の項中「第三十六条まで」の下に「、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項」を加え、同項の次に次のように加える。

第三十九条の二第六項	道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）	機構	地方道路公社
第三十九条の二第七項	入札占用指針	機構が入札占用指針	地方道路公社が入札占用指針
第三十九条の四第四項	道路管理者は	機構は	地方道路公社は
	当該道路管理者	機構	当該地方道路公社
第三十九条の五第二項	道路管理者は、	道路管理者は、機構が	道路管理者は、地方道路公社が

第十五条第一項の表第四十七条の二第二項の項及び第四十七条の二第三項の項中「第八条第一項第二十二号」を「第八条第一項第二十六号」に、「第十七条第一項第十八号」を「第十七条第一項第二十二号」に改め、同表第七十一条第四項の項中「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」を「第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号」に、「第十二号、第十四号、第十七号、第二十号若しくは第二十二号」を「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」に改め、同条第二項の表第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十二条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第三項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十九条まで、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条の二第二項、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項から第三項まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第一項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項及び第五項、第百一条第四号及び第五号、第百二条第一号、第三号及び第四号、第百三条、第百四条第一号の項中「第三十九条まで」の下に「、第三十九条の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項」を加え、「第百一条第四号及び第五号、第百二条第一号、第三号及び第四号、第百三条、第百四条第一号」を「第百三条第四号及び第五号、第百四条第一号、第三号及び第四号、第百五条、第百六条第一号」に改め、同表第三十九条第二項、第四十四条第一項、第四十八条の七第二項、第六十一条第二項、第七十三条第二項の項中「第三十九条第二項」の下に「、第三十九条の二第五項」を加え、同表第三十九条第二項の項の次に次のように加える。

第三十九条の七第四項	同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）	同項の条例
	当該条例又は当該政令	当該条例

第十五条第二項の表第七十一条第四項の項中「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」を「第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号」に、「第十二号、第十四号、第十七号、第二十号若しくは第二十二号」を「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」に改める。

第十六条中「が協議」と」の下に「、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と」を加え、「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」を「第二十号、第二十二号、第二十五号、第二十八号若しくは第三十号」に、「第十二号、第十四号、第十七号、第二十号若しくは第二十二号」を「第十六号、第十八号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十六号」に改め、同条の表第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十二、第六十六条第一項、第六十八条、第六十九条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第八十七条第一項、第九十一条第三項、第九十六条第五項の項中「第三十六条まで」の下に「、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項」を加え、同項の次に次のように加える。

第三十九条の二第一項、第三十九条の四第四項	道路管理者は	国土交通大臣は
第三十九条の二第一項	道路管理者の	国の
第三十九条の二第六項	道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）	国土交通大臣
第三十九条の四第四項	当該道路管理者	国土交通大臣

		機構は
		機構の
		機構
		機構

第十六条の表第四十七条の二第三項の項中「第八条第一項第二十二号」を「第八条第一項第二十六号」に、「第十七条第一項第十八号」を「第十七条第一項第二十二号」に改める。